



# 島根県報

平成18年 9月12日 (火)  
第 1,811 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

解除予定保安林 ( 2 件 )	( 森 林 整 備 課 )	1
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	2
定置漁業の免許の内容等の事前決定	( 水 産 課 )	2
物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	( 会 計 課 )	3
平成19年及び平成20年に島根県において発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に係る競争入札の参加資格等	( " )	9

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	( 環 境 生 活 総 務 課 )	13
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 ( 3 件 )	( " )	14
都市計画変更の図書の縦覧	( 都 市 計 画 課 )	15
開発行為に関する工事の完了	( " )	16

### 公 安 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	( 警 察 本 部 )	16
--------------------------------------	-------------	----

### 正 誤

平成18年 8月29日付け島根県報第1,807号中	( 森 林 整 備 課 )	16
---------------------------	---------------	----

## 告 示

### 島根県告示第882号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法 ( 昭和26年法律第249号 ) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市金城町波佐口107 - 4、□108 - 6、イ1132 - 10、イ1134 - 2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
林道用地とするため

### 島根県告示第883号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法 ( 昭和26年法律第249号 ) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
江津市二宮町神主2239 - 16
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第884号

平成18年島根県告示第795号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の所有者	住所
浜田市弥栄町三里	口319 - 1	竹内 精一	大阪府東大阪市上六万寺町1 - 31
浜田市金城町上来原	900続1	岡本 剛	浜田市黒川町46 - 5
浜田市弥栄町程原	1085 - 1	斉藤 兼藤	浜田市弥栄町程原386内1

- 2 保安林の目的  
水源のかん養

島根県告示第885号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 定第60号

- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置  
隠岐郡海士町大字崎地先

ウ 漁場の区域  
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点第160号 隠岐郡海士町大字崎荒浦地先岩上に設置した標柱

- ア 基点第160号から141度53 737.2メートルの点
- イ 基点第160号から198度34 611.9メートルの点

ウ 基点第160号から263度01 246.8メートルの点  
エ 基点第160号から107度25 267.3メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡海士町

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成18年12月12日

(2) 申請期間 平成18年 9月12日から同年11月13日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成18年12月12日から平成20年 8月31日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

島根県告示第886号

物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成18年 9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

題名中「製造の請負、売買等」を「売買、借入れ等」に改める。

第1条中「製造の請負、売買及び借入」を「売買、借入れ及び製造の請負」に改める。

第3条第1項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第5号中「消費税及び地方消費税」を「国税」に改め、同条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項を削る。

第4条の見出し中「及び格付」を削り、同条第1項を次のように改める。

入札には、次に掲げる要件を満たすことを知事が認定した者（以下「入札参加資格者」という。）でなければ参加することができない。

(1) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。

(2) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

(3) 国税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

第4条第3項中「及び入札参加資格を有する者であって種別の追加を受けようとするもの」を削り、同条第4項から第6項までを削る。

第5条中「認定し、及び格付した」を「認定した」に改め、「（様式第4 - 1号（登録業者一覧）、様式第4 - 2号（中分類別一覧））」を削る。

第6条中「（様式第5号）」を削る。

第8条中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条第2号中「主たる営業所の名称及び」を「本店の」に改め、同条第7号を削る。

第10条中「（様式第7号）」を削る。

様式第1号（別記営業種目表を除く部分に限る。）を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

受付番号		登録番号	
------	--	------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

㊟

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県で発注される物品の売買、借入れ等に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、この申請書及び関係書類のすべての記載事項が、情報公開の対象となることについて承諾します。

記

- 1 申請する営業種目
- 2 法人にあつては登記事項証明書
- 3 個人にあつては誓約書
- 4 営業経歴書
- 5 島根県税に係る納税証明書の原本又は写し
- 6 国税に係る納税証明書の原本又は写し
- 7 使用印鑑届
- 8 確約書
- 9 委任状
- 10 営業に必要な許可証等の写し
- 11 ISO14001認証取得登録証の写し
- 12 障害者雇用状況報告書の写し

注 1 印の欄は、記入しないこと。

2 ㊟は、実印を押印すること。

3 「申請する営業種目」の大分類及び中分類は、別記営業種目一覧表により記入すること。



様式第1号別記中「営業種目表」を「営業種目一覧表」に改め、同別記の表6の項取扱品目(例示)の欄中「教材用ビデオソフト」の次に「、CD」を加え、「、レコード、CD等」を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

誓 約 書

私は、入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名

㊟

島根県知事 様

- 注 1 ㊟は、実印を押印すること。  
2 個人事業者のみ提出すること。

様式第3号(第3条関係)

営 業 経 歴 書

区 分	申 請 者	島根県と取引を行う支店・営業所等 (委任する場合に記入すること。)
フリガナ		
商号又は名称		
代表者職名		
代表者氏名		
所在地		
電話番号	( )	( )
FAX番号	( )	( )
島根県内の営業所等 (すべてを記入)	名 称	所 在 地
ISO14001認証の 取得状況	取得の有無： 有 ( 本社 委任先 ) 無	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務有り : 雇用率 %	
	障害者雇用状況報告義務無し : 雇用障害者数 人	



様式第 4 - 1 号、様式第 4 - 2 号及び様式第 5 号を削る。

様式第 6 号中 「住 所」 を 「住 所」 に、「備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付する  
商号又は名称」を 「届出者 商号又は名称」

こと。」を 「注 1 ㊦は、実印を押印すること。 に改める。  
2 変更事項の内容に係る証明書類を添付すること。」

様式第 7 号を削る。

附 則

( 施行期日等 )

1 この告示は、平成18年 9月12日から施行し、平成19年及び平成20年に島根県において発注する物品の売買、借入れ等に  
に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱第 4 条第 1  
項の規定により、入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の物品の売買、借入  
れ等に係る入札参加資格審査要綱第 4 条第 1 項の規定により認定されたものとみなす。

島根県告示第887号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号。以下「要綱」という。）に基づき、  
平成19年及び平成20年に島根県において発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に係る競争入札に参加しようとする  
者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成18年 9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類		中 分 類		取 扱 品 目 ( 例 示 )
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム ( C A D )、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード 等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等
		(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザ イン

4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削機、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話機、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等
		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンペアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、碎石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、まくら等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等

		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	靴、鞆等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両船舶類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

## 2 資格審査の申請手続

### (1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書

ウ 個人にあっては誓約書

エ 営業経歴書

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がないことの証明書（以下「島根県税に係る納税証明書」という。）

カ 国税に係る未納の税額がないことの証明書（以下「国税に係る納税証明書」という。）

キ 許可等がなければ営業できない業種の場合は、それを証明する書類の写し

ク 国際標準化機構が定める規格 ISO14001 認証を取得している場合は、その登録証の写し

ケ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定されている障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、申請日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

コ 申請する営業種目

サ 契約等に使用する印鑑についての届

シ 島根県において発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状  
ス 確約書

セ 資格審査結果通知書郵送用の返信用封筒

なお、登記事項証明書、島根県税に係る納税証明書及び国税に係る納税証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 書類の受付期間

ア 定期審査にあつては、平成18年10月2日(月)から10月31日(火)まで(郵送の場合は、10月31日午後5時必着のこと。)

イ 随時審査にあつては、平成19年1月10日(水)以降随時

ウ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除く。)

(4) 書類の提出先及び提出方法

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局会計課用度グループまで郵送し、又は持参すること。

3 入札に参加できない者

(1) 特別な理由がある場合を除くほか、該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げる者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

(4) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)を滞納している者

(5) 国税を滞納している者

4 入札参加者の資格審査

要綱に基づき、提出書類について審査を行う。

5 申請書類

(1) 交付開始日

平成18年9月21日

(2) 交付場所

ア 島根県出納局会計課用度グループ

イ 隠岐支庁県民局会計グループ

ウ 東部県民センター会計グループ

エ 東部県民センター雲南事務所会計グループ

オ 東部県民センター出雲事務所会計グループ

- カ 西部県民センター会計グループ
- キ 西部県民センター県央事務所総務グループ
- ク 西部県民センター益田事務所会計グループ

(3) 島根県のホームページに掲載されている様式を使用できる。

(4) (1)から(3)までのほか、あて先を明記し140円切手を貼付した返信用封筒(角 2)を同封のうえ、島根県出納局会計課用度グループあて請求することもできる。

#### 6 登録の有効期限

(1) 定期審査に係るものにあつては、平成19年 1 月 1 日から平成20年12月31日まで

(2) 随時審査に係るものにあつては、審査により認定した日から平成20年12月31日まで

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

#### 8 資格審査についての問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局会計課用度グループ

電話 0852 - 22 - 5342・5336

F A X 0852 - 22 - 5963

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 9 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 申請のあつた年月日

平成18年 8 月31日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 明育会

#### 3 代表者の氏名

白根 廣久

#### 4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市大東町仁和寺1862番地 1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、児童福祉の理念に基づいて、地域の子どもに対する保育や子育て支援に関する事業を行い、次世代を担う子供たちを地域とともに育む社会システムの構築を目指すことによって雲南市の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

#### 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

#### 8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎 1 階)

雲南地区県政情報コーナー(雲南合同庁舎 1 階)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 穂なみネット21

3 代表者の氏名

渡部 直樹

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市里方町字八石原116番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者が安心して過ごせる地域社会を実現するために、市民参加と中山間地域における社会資源の活用を視野に入れた福祉サービス活動を行い、もって島根県の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年9月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 もりふれ倶楽部

3 代表者の氏名

槇原 道夫

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市下古志町559番地

5 定款に記載された目的

この法人は、県民が森林内での様々な体験活動や森林環境教育等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるための事業を行い、もって循環型社会の構築や地球温暖化・生物多様性の保全などに寄与するこ

とを目的とする。

- 6 縦覧に供する書類  
変更後の定款
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）  
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 9 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 9 月 4 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 国際交流フラワー21
- 3 代表者の氏名  
石橋 佳昌
- 4 主たる事務所の所在地  
島根県出雲市西新町二丁目2456番地 4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 6 縦覧に供する書類  
変更後の定款  
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書  
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）  
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年 9 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類

松江圏都市計画地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町字崎田2749 - 2 外 4 筆

面積 3,852.74平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字下意東493

永島 圭太

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月12日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第14条第2項の項の次に次のように加える。

第16条の4第1項	準空気銃製造等届出書の受理
第16条の4第2項及び第4項	記載事項変更届及び廃止届の受理

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第14条第3項、第17条の2第4項及び第17条の3第2項の項中「第14条第3項」の次に「、第16条の4第3項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成18年8月29日付け島根県報第1,807号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	下から15行目	、1658 - 12、1659 - 2、1663 - 3	・1658 - 12・1659 - 2・1663 - 3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）



下から 9 行目

、1658 - 12、1659 - 2、1663 - 3

・1658 - 12・1659 - 2・1663 - 3 (以上 4  
筆について次の図に示す部分に限る。)下から 5 行目と  
4 行目の間

次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供  
する。)

